

## 掛 川 市 公 告

掛川市農業振興地域整備計画の一部を別紙のとおり変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する第12条第1項の規定に基づき公告し、変更後の掛川市農業振興地域整備計画書を同法第13条第4項で準用する第12条第2項の規定に基づき掛川市役所において縦覧に供します。

令和4年8月4日

掛川市長 久保田 崇

別紙

1 用途区分の変更

掛川市農業振興地域整備計画書の第2の2の(2)の表中「地区記号、区域番号」欄の各項の「用途区分」欄を下表のように変更する。

地区記号 区域番号	「用途区分」欄の変更事項
E-1	次の土地の農業上の用途区分を田から農業用施設用地に変更する。 小貫字堂脇 128 番地 1